

蒲郡市一般廃棄物ごみ処理基本計画の策定（見直し）

1 計画策定（見直し）の目的

ごみの排出量の増大や質の多様化が進み、循環型社会への転換が求められています。そのため、国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の改正、各種リサイクル法の制定など、循環型社会形成を目指して法整備が進められてきました。

近年、国の廃棄物・リサイクル行政においては、資源循環型社会の形成への取組が一層進み、平成 27 年（2015 年）に行われた国連総会においても令和 12 年（2030 年）までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが謳われています。

このような状況の中、本市においても、平成 25 年度に策定した「ごみ処理基本計画」に基づき、ごみの排出抑制や資源化の推進等、資源循環の取り組みを推進してきましたが、廃棄物行政の状況も変化しています。

今回、ごみ処理基本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度、各々の取り組みの進捗状況を踏まえ見直し、策定する「蒲郡市一般廃棄物ごみ処理基本計画」は、循環型社会形成に向け、さらにごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を推進するための基本的な方向性を定めるものです。

2 計画の期間

平成 25 年度に策定した「ごみ処理基本計画」は、平成 26 年度（基準年度平成 24 年度）を初年度とし、令和 10 年度（2028 年度）までを計画期間としています。

本計画は、この「ごみ処理基本計画」の見直しを行うものであることから、引き続き、平成 24 年度を基準年度とし、令和 2 年度（2020 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までを本計画の期間とします。